

令和5年 6月 8日  
政 策 企 画 局  
総 務 局  
生活文化スポーツ局  
都 市 整 備 局  
環 境 局  
教 育 庁

## 宗教法人世界平和統一家庭連合に関する緊急要望について

宗教法人世界平和統一家庭連合（以下、「旧統一教会」）が、令和4年4月28日に多摩市内に取得した土地の利用について、国に対し緊急要望を実施しましたのでお知らせします。

### 記

- 1 実施時期 令和5年6月8日（木曜日）
- 2 要望先 永岡 桂子 文部科学大臣
- 3 要望内容 別添要望書のとおり

#### 問合せ先

本事案に係る庁内体制に関すること

政策企画局政策部政策調査課

電話 03-5388-2036

多摩市との連携に関すること

総務局行政部市町村課

電話 03-5388-2431

宗教法人に関すること

生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課

電話 03-5388-3168

建築手続きに関すること

都市整備局市街地建築部建築企画課

電話 03-5320-5031

環境局総務部環境政策課

電話 03-5388-3429

都立永山高校に関すること

教育庁総務部教育政策課

電話 03-5320-6705

令和5年6月8日

文部科学大臣

永岡 桂子 殿

東京都知事

小池 百合子

## 「宗教法人世界平和統一家庭連合」に関する緊急要望

宗教法人世界平和統一家庭連合（以下、「旧統一教会」という。）が、令和4年4月28日に多摩市内に取得した土地（約6,300㎡）の利用（以下、「本事案」という。）について、地域住民から不安の声が上がっている。地元である多摩市からも、都に対し、令和5年6月7日付「宗教法人世界平和統一家庭連合」に関する要望書により、本事案に係る要望があったところである。

旧統一教会については、過去にその活動について違法性が指摘されている。当該地には、教育機関である都立永山高校、国士舘大学も近接しており、地域住民や学校の生徒・学生、保護者の中には、日常生活や学校生活への影響について、不安を感じる方もいると思われる。

国は令和4年11月に、宗教法人法に基づく報告徴収・質問権の行使のほか、関係者からの情報収集・分析を進め、具体的な証拠・資料を伴う客観的な事実を明らかにするとしている。

都は、本事案について、関係各局による都庁横断的な体制を構築し、多摩市など関係機関と緊密に連携し、対応している。併せて、国の質問権行使の状況も注視してきたが、未だに、事実関係やそれに基づく国としての対応・判断等が示されていない状況にある。

ついては、都民の安全・安心な生活を確保するため、下記の内容について、緊急要望を行う。

## 記

- (1) 速やかに、旧統一教会の運営実態の把握と、その状況に応じた適切な対応を行うこと
- (2) 上記の状況等について、適宜、必要な情報提供を行うこと